

国民健康保険料滞納削減 第4期アクションプラン

(2019年度～2023年度)

平成31年3月

浜松市健康福祉部 国保年金課

1 第3期アクションプランの成果と課題

平成30年度からの広域化に伴う公費拡充及びこれまでのアクションプランに基づく取組みにより、一般会計からの決算補填目的の法定外繰入金は解消され、第3期アクションプランに掲げた目標値もすべて上回る結果となり、順調な成果が得られている状況である。

しかし、国保加入者の高齢化が一段と進み、一人あたり医療費が増加傾向にある一方で、被保険者数の減等により保険料収入は減少しており、今後も厳しい財政運営が見込まれる。

こうした状況のもと、今後も引き続き、保険料収納率及び口座振替率の向上と累積滞納額の削減に努め、国民健康保険事業の安定的かつ持続的な運営に取り組むものである。

(1) 現年分収納率（平成27年度実績：89.79%）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
目 標	90.15%	90.40%	90.60%
実 績	90.43%	91.42%	92.00%
前年度比	(0.64)	(0.99)	(0.58)

- ・平成29年度政令指定都市の平均92.26%を0.84ポイント下回っている。
- ・平成29年度政令指定都市20市中第13位。

(2) 口座振替率（平成27年度実績：62.66%）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
目 標	63.20%	63.60%	64.00%
実 績	63.36%	63.75%	64.01%
前年度比	(0.70)	(0.39)	(0.26)

- ・平成29年度政令指定都市の平均57.77%を5.98ポイント上回っている。
- ・平成29年度政令指定都市20市中第4位

(3) 累積滞納額（平成27年度実績：47.5億円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
目 標	44.5億円	41.5億円	38.5億円
実 績	43.5億円	37.8億円	33.8億円
前年度比	(△4.0億円)	(△5.7億円)	(△4.0億円)

- ・平成28年度滞納繰越額に対する納付額は9.3億円（収納率19.70%）
- ・平成29年度滞納繰越額に対する納付額は9.4億円（収納率21.86%）
- ・現年分収納率が上昇傾向にあることも、新たな滞納繰越額が減少して累積滞納額の削減に繋がっている。

2 第4期アクションプランの目標

平成30年度からの国保広域化により財政運営の責任主体は都道府県が担っているが、賦課徴収は各市町村が担っており、引き続き保険料収納率の向上、滞納額削減、関係機関との連携等に取り組むため、2019年度から2023年度までの5年間の目標を定める。

また、目標値・取り組み事項については、目標の達成状況により中間年である2021年度に見直しを行う。

(1) 現年分収納率

財政基盤が脆弱である国保において、より安定した国保運営をするためには保険料の現年分収納率向上が極めて重要であることから、第3期アクションプランに引き続き現年分収納率を向上させる。

【目標】94.00%まで向上させる。(H29実績比：2.58^{ポイント}増)

区 分	実 績	見込み	目 標				
	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
現年分収納率	91.42%	92.00%	92.40%	92.80%	93.20%	93.60%	94.00%
()は前年度比	(0.99)	(0.58)	(0.40)	(0.40)	(0.40)	(0.40)	(0.40)
県運営方針改定(案)		89.00%	89.75%	90.50%	—	—	—

※ 0.1^{ポイント}増⇒約1,900万円

(2) 口座振替率

現年分収納率を向上させるためには、口座振替率の向上が効果的であるため、引き続き口座振替率の目標値を定めて取り組みを行う。

【目標】65.00%まで向上させる。(H29実績比：1.25^{ポイント}増)

区 分	実 績	見込み	目 標				
	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
口座振替率	63.75%	64.01%	64.20%	64.40%	64.60%	64.80%	65.00%
()は前年度比	(0.39)	(0.26)	(0.19)	(0.20)	(0.20)	(0.20)	(0.20)

※口座振替率(普通徴収口座振替+特別徴収)

※ 0.1^{ポイント}増⇒約105世帯

(3) 累積滞納額

平成22年度にかけて累積滞納額が増加したことから、削減を目標として定めて取り組んできた。引き続き適正な債権管理及び滞納処分を進める。

【目標】18.8億円以下に削減する。(H29実績比：△19.0億円)

区 分	実 績	見込み	目 標				
	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
累積滞納額	37.8億円	33.8億円	30.8億円	27.8億円	24.8億円	21.8億円	18.8億円
()は前年度比	(△5.7)	(△4.0)	(△3.0)	(△3.0)	(△3.0)	(△3.0)	(△3.0)

3 目標達成のための取組み

現年分収納率の目標達成のためには、口座振替率の向上など滞納の未然防止を図るとともに、関係課と連携しながら初期滞納世帯への取組みや他の医療保険との二重加入者の資格適正化に取り組む必要がある。

また、累積滞納額減額の目標達成のためには、関係課と連携しながら納付資力のある滞納者へは速やかな滞納処分を進めるなど適正な債権管理が重要である。さらに滞納者との折衝機会を設ける資格証の効果的な活用や、低所得者や外国人への対策なども必要であることから、次の事項について取り組んでいく。

：新規又は拡充の取組み

(1) 滞納の未然防止

口座振替（特別徴収含む）による納付率が口座振替以外の普通徴収の収納率に比較し明らかに高いことから、滞納の発生を防ぐには口座振替率を上げることが効果的かつ効率的である。このため、現年分収納率を上げるための手段である口座振替率について目標を定めて更なる口座振替を促進するとともに、国保制度の理解を深めていただき納付意識の向上を図るため、被保険者へのPR等、次の項目に取り組む。

ア 口座振替率の向上

- ・平成26年10月から口座振替原則化をしており、区役所長寿保険課で国保加入手続きの際、口座振替勧奨を徹底する。
- ・保険料の決定通知書発送時に「国保のしおり」を同封し、様々な機会を捉えて口座振替勧奨を実施する。
- ・随時賦課分に対して口座振替を実施する（予定）。
- ・民間委託による口座振替勧奨業務を引き続き実施する。
- ・民間委託による口座振替の再振替案内を引き続き実施し、残高不足による滞納の未然防止を図る。
- ・口座振替不能世帯へは納付書発送と新たな口座振替勧奨を実施する。
- ・平成30年10月から「ペイジー口座振替受付サービス」を開始、勧奨を実施した。利用促進のため、広報・啓発を行う。

イ 納付手段の多様化

- ・スマートフォン等によるクレジットカードやネットバンキング収納を導入し、納付手段を多様化することで、納期内納付の促進と市民サービスの向上を図る。（予定）

ウ 被保険者へのPR（納付意識の向上など）

- ・国保のしおり、広報はままつ、公共交通機関を利用した広告や市ホームページ等を活用して、納付意識の向上を図る。

エ 減免制度の運用

- ・県が示す標準的な取扱いを踏まえ、減免制度の周知に努め適切な運用を行う。

(2) 初期滞納世帯への取組み

初期滞納者の滞納額を累積させないためには初期対応が重要であることから、次の項目に取り組む。

ア 初期滞納者への早期対応

- ・民間委託での電話催告・訪問催告、居所不明世帯への訪問調査を実施する。
- ・自動音声案内を導入するなど、より効率的、効果的な電話催告を実施し、民間委託による初期滞納者への電話催告を一層推進していく。(予定)
- ・初期滞納者に対して送付する期別催告書へ口座振替の案内を記載する。

イ 初期滞納者(現年分)の滞納処分の実施

- ・現年分の滞納処分については、処理方針を定めて財産調査などにより早期に債権の整理を進める。
- ・特に納付資力がある滞納者には、厳正かつ速やかな財産調査など徹底した滞納処分を実施する。

ウ 給付などの申請時における納付指導の徹底

- ・滞納者による高額療養費・葬祭費の申請は、区役所長寿保険課での窓口申請を促し、限度額認定証申請の受付時は、保険料への充当や納付相談を徹底する。

(3) 資格の適正化

他の医療保険に加入したにも係わらず国保の脱退手続きをしていない世帯や居所不明世帯について、資格適正化として次の項目に取り組む。

ア 二重加入者

- ・日本年金機構名古屋広域事務センターより区役所長寿保険課へ提供される年金1・3号喪失一覧表による年金被保険者情報を活用して、国民健康保険の資格喪失届が未提出である世帯に対し、資格喪失届勧奨通知を発送し、資格の適正化を図る。
- ・勧奨を実施しても届出がない場合には、職権による資格喪失処理を年度末に行う。
- ・給与支払報告書の提出があり、社会保険料控除がある世帯には、事業主・全国健保協への照会や税務調査を行い、資格喪失と認められる場合には喪失届の提出を督促する。
- ・児童手当や児童扶養手当業務において提出させている被扶養者保険証の写しを活用して、資格喪失と認められる場合には喪失届の提出を督促する。

イ 居所不明世帯

- ・督促状、催告書などの通知等が返戻される世帯に対し、居所不明世帯として実態調査を民間委託も合わせて実施する。調査結果に応じ執行停止等を行うとともに区役所区民生活課へ住民記録の職権消除等を速やかに依頼していく。

ウ **オンライン資格確認**

- ・医療保険の資格情報を個人単位化し、支払基金・国保中央会にて一元管理をするとともに、医療機関等がその窓口で資格の確認を行うことができる仕組みを国が整備することで、医療保険の資格管理の更なる適正化・効率化を図る。（予定）

(4) 短期証及び資格証の効果的な活用

被保険者間の負担の公平を図る観点から特別の事情がないにも係わらず保険料を滞納している被保険者に対し、短期被保険者証又は資格証明書を交付し、納付指導等、次の項目に取り組む。

ア 短期被保険者証及び資格証明書の交付者に対する納付指導の強化

- ・一定の期間保険料の納付の無い世帯には保険証の有効期間が短い短期被保険者証を交付する。
- ・短期被保険者証の交付対象世帯に対し交付警告通知を発送し、来庁納付指導及び納付相談を行う。
- ・短期被保険者証の世帯で特別の事情もなく長期に滞納を続けている世帯には資格証明書交付警告通知を発送する。この際、区役所長寿保険課による夜間・日曜納付相談の案内通知を同封して折衝の機会の確保に努め、納付指導をする。
- ・資格証明書の交付対象世帯に対して弁明の機会を与えるため、弁明書を提出させ資格証明書交付審査会において弁明内容を審査する。その結果、特別の事情があると認められない場合は、被保険者証の返還を請求させたのち資格証明書を交付する。

※短期被保険者証

原則、半年以上保険料の滞納が続いている世帯は、保険証の有効期限を通常の1年より短い6か月としている。

※資格証明書

短期被保険者証を交付された世帯のうち、特別の事情もなく長期（1年以上）に滞納を続けている世帯に対して保険証の代わりに交付するもの。医療機関等での自己負担割合が10割となる。

(5) 低所得者、外国人への対策

低所得者で所得未申告のために保険料軽減がされていない世帯や外国人世帯の対応について次の項目に取り組む。

ア 低所得者への対応

- ・所得が未申告になっている世帯に対し文書により申告を促し、所得の把握に努める。
- ・その結果低所得世帯に対しては、保険料の7割・5割・2割軽減を適用し、適正な保険料としたうえで納付に繋げる。
- ・財産調査により財産がなく納付資力が無いと判断される場合には、執行停止を行う。

イ 外国人に対する収納対策

- ・外国人の加入の際、区役所長寿保険課窓口において、外国語のチラシを活用するなど国保制度を分かりやすく説明し納付意識の向上に努める。

- ・電話催告を実施する際は、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ベトナム語などによるガイダンスと通訳による納付の説明を行う。（予定）
- ・出国したことが判明し、財産がなく納付資力がないと判断される場合には執行停止を行う。

（6）厳正かつ速やかな滞納処分

納付資力があるのに納付しない場合には厳正かつ速やかな滞納処分を行う一方で、納付資力がない場合には執行停止とするなど、次の項目に取り組む。

ア 滞納繰越分への対応

- ・市税と国保に滞納がある繰越分は、収納対策課が市税との同時徴収に取り組む。国保単独分については、国保年金課及び区役所長寿保険課が連携強化を図り、滞納世帯の実態把握、納付相談、催告事務等に取り組み削減を目指していく。

イ 滞納整理の徹底

- ・滞納世帯の実態把握、案件の分析、早期の財産調査を行ったうえ納付資力があるのに納付していない場合は差押等を実施する。納付資力がない生活困窮などの場合は執行停止するなど処理方針に基づき滞納処分を押し進める。

4 収納事務等の連携推進

現年分及び滞納繰越分の収納対策を進めるため、市税と国保に滞納があるもの及び国保のみの滞納が高額なものについては収納対策課、その他の国保の滞納分については国保年金課、納付指導・納付相談については区役所長寿保険課という役割分担のもと、引き続き連携して取り組む。

（1）国保年金課

- ・アクションプランの取り組み事項を主体的に進め、収納対策グループ、資格・賦課グループが中心となって収納率向上対策に取り組む。
- ・国保年金課が各課と連携した収納体制で効率的な滞納削減対策を行う。

（2）関係各課の連携による収納体制

- ・区役所長寿保険課は高額療養費・葬祭費などの申請時等の機会を捉え保険料納付状況を確認し、未納保険料がある場合は保険料への充当などの納付指導や納付相談を行う。
- ・収納対策課では市税と国保に滞納があるもの、及び国保のみの滞納が高額なものについて効果的な滞納整理を行う。
- ・収納対策や相談支援に係る研修会に参加し、職員の資質向上を図る。

（3）債権回収対策会議

- ・債権の回収及び適正な管理を目的として設置されている債権回収対策会議へ参加し具体的な取り組み、課題等を検証するとともに他課との連携を図る。

(4) 国保料徴収対策会議

- ・国保年金課、区役所長寿保険課及び収納対策課の課長等による国保料徴収対策会議を定期的に開催し、アクションプランに基づく収納対策の効果の検証、進捗管理、今後の対策の検討などを行う。

(5) 国保徴収実務者検討会議

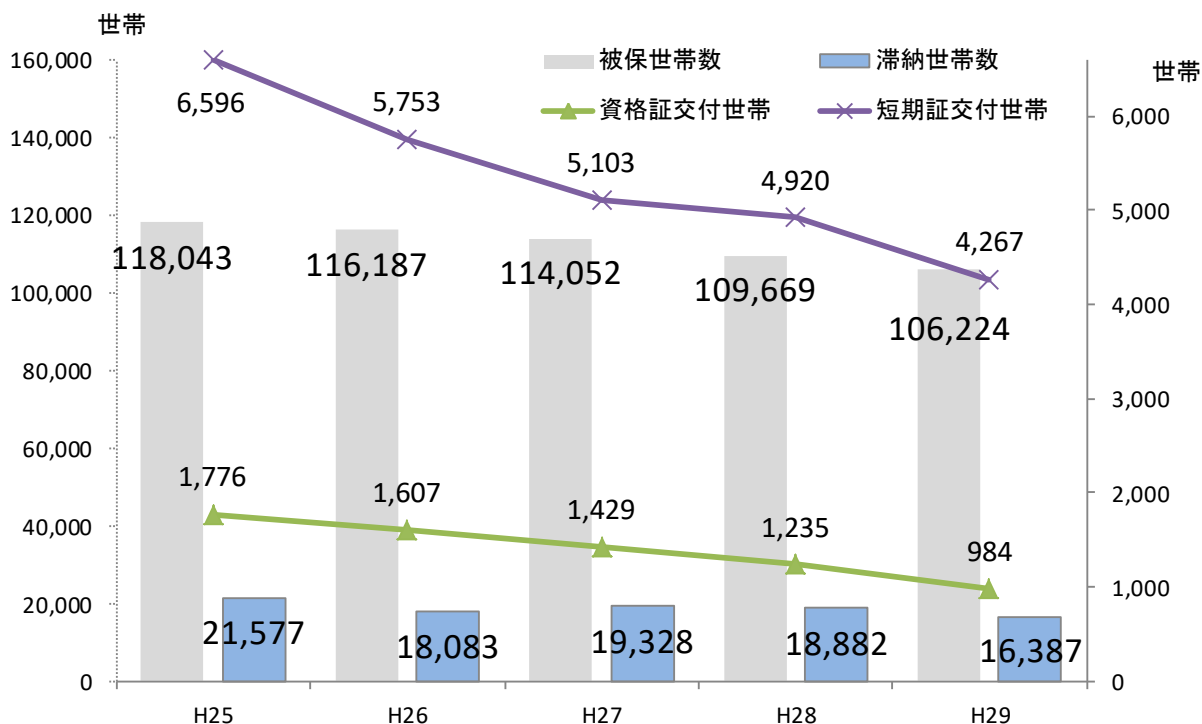
- ・国保年金課、区役所長寿保険課及び収納対策課の収納対策に関わる実務者の国保徴収実務者検討会議を必要に応じ開催する。
- ・滞納者に関する情報の共有化と事務処理の効率化、収納対策や困難事例の処理方法などについて検討する。

(6) 支援機関等

- ・納付相談等を実施するなかで、被保険者の支払い能力や生活状況を把握し必要に応じて浜松市生活自立相談支援センターつながりやコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）など、福祉関係部署へのつなぎや生活基盤の確立に向けた助言等を行う。

5 参考

図1 被保険者世帯数・滞納世帯数・資格証・短期証交付世帯の推移



- ・被保険者世帯数は、H25年度からH29年度にかけて約12,000世帯減少している。
- ・滞納世帯数はH27年度に一旦増となったが、その後は減少傾向である。
- ・資格証・短期証の交付世帯数は年々減少している。

図2 国民健康保険料滞納削減フロー(処理方針)

